

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則  
○福島県事務委任規則の一部を改正する規則

訓令

○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

告示

○漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があつた件六件

○県営土地改良事業計画を変更した件二件

○道路の供用を開始する件

正誤

○平成二十八年十二月二十日付け定例第二千八百五十八号中

○平成二十八年十二月二十六日付け定例第二千八百五十九号中

三三 三三 三五 三五 三五 三五

## 規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第三号

#### 福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

(19) 第十一条第一項第六号中(54)を(56)とし、(18)から(53)までを(20)から(55)までとし、(17)を(19)とし、(19)の前に次のように加える。

(18) 第十四条の二第四項に規定する操作規則の変更

第十一条第一項第六号中(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)の次に次のように加える。

(15) 第十四条の二第二項の規定による操作規則の策定

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行政経営課)

## 訓 令

### 福島県訓令第一号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

#### 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の7の表農村整備総室の部農村基盤整備課の項中3の(9)を3の(11)とし、3の(4)から3の(8)までを3の(6)から3の(10)までとし、3の(6)の前に次のように加える。

(5) 第14条の2第4項に規定する操作規則の変更

○

(2) 別表第二の7の表農村整備総室の部農村基盤整備課の項中3の(3)を3の(4)とし、3の(4)の次に次のように加える。

(3) 第14条の2第1項の規定による操作規則の策定

○

### 附 則

この訓令は、平成二十九年一月二十四日から施行する。

(行政経営課)

## 告 示

### 福島県告示第五十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があつた。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

いわき市勿来町九面九浦町三十八番地

同 市勿来町九面九浦町三十五番地

同 市勿来町九面九浦町八番地の二

加入区の名称

勿来加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称

いわき市漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年一月二十四日から同年二月七日まで

2 縦覧の場所

いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第五十五号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があつた。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

いわき市小名浜下神白字三崎十一番地の三十六

同 市中之作字榎戸三十八番地

同 市江名字寺作十番地の二十七

加入区の名称

江名加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称

いわき市漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間  
平成二十九年一月二十四日から同年二月七日まで  
2 縦覧の場所  
いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第五十六号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があつた。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

いわき市平豊間字兔渡路二百九十一番地の九十

同 市平薄磯字北ノ作七十九番地 市営住宅一の三百四

同 市平薄磯字中街三十四番地

加入区の名称

豊間加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称

いわき市漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年一月二十四日から同年二月七日まで

2 縦覧の場所

いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第五十七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があつた。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

いわき市四倉町字八日四十一番地の三

鈴木 三則

同 市四倉町上仁井田字東山五番地 田所 忠儀  
 同 市四倉町字栗木作百七番地の十八 佐藤 芳紀  
 2 加入区の名称 四倉加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称  
 いわき市漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧の期間及び場所  
 1 縦覧の期間  
 平成二十九年一月二十四日から同年二月七日まで  
 2 縦覧の場所  
 いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第五十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、  
 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意  
 を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦  
 覧に供する。

平成二十九年一月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

いわき市久之浜町久之浜字立十九番地の一

同 市久之浜町西二丁目一番地の五

同 市久之浜町西二丁目八番地の十三

2 加入区の名称

久之浜加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称  
 いわき市漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧の期間及び場所  
 1 縦覧の期間  
 平成二十九年一月二十四日から同年二月七日まで

2 縦覧の場所

いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第五十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、  
 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意

を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦  
 覧に供する。  
 平成二十九年一月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

相馬郡新地町杉目字雁小屋一番地の六十四

同 郡同 町大戸浜字宮田七十番地

同 郡同 町大戸浜字宮田六十七番地

2 加入区の名称

新地加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称  
 相馬双葉漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧の期間及び場所  
 1 縦覧の期間  
 平成二十九年一月二十四日から同年二月七日まで

2 縦覧の場所

相馬市尾浜字追川百九十六番地 相馬双葉漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、  
 貝田地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成  
 型))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり  
 縦覧に供する。  
 平成二十九年一月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年一月二十五日から (二十日間)  
 同 年二月十三日まで

三 縦覧の場所

国見町役場

(農村計画課)

福島県告示第六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、  
 原町東地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成

型)を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十九年一月二十五日から  
同 年二月十三日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所  
南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十九年一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道郡山矢吹線	岩瀬郡天栄村大字高林字上野一三六番一地从先から 同 郡同 村大字高林字南二八番地先まで	平成二十九年一月二十四日

(道路計画課)

正 誤

ページ	段 行	正	誤
-----	-----	---	---

○平成二十八年十二月二十日付け定例第二千八百五十八号中

六六八	上	後ろか ら六	三五三〇の一(次の図に示す部分に限る。)	三五三〇の一
-----	---	-----------	----------------------	--------

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類

七八四の二七(次の図に示す部分に限る。)

一九七三の二四(次の図に示す部分に限る。)

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類

一五九六の一(次の図に示す部分に限る。)

一五九六の四七(次の図に示す部分に限る。)

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類

一五九五の二二(次の図に示す部分に限る。)

六五九の四(次の図に示す部分に限る。)

一八一七の三(次の図に示す部分に限る。)

六六九	上	三	一九七三の二四(次の図に示す部分に限る。)	一九七三の二四
六七二	上	一七	六五九の四(次の図に示す部分に限る。)	六五九の四
六七一	下	後ろか ら二	一五九五の二二(次の図に示す部分に限る。)	一五九五の二二
六七〇	上	一〇	二四七六の一・二四七六の九 五・二四七六の二三〇(以上三筆について次の図に示す部	二四七六の一・二四七六の九 五・二四七六の二三〇

○平成二十八年十二月二十六日付け定例第二千八百五十九号中

後ろから一八 係書類	「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類
	「次のとおり」は、省略し、その関係書類
	分に 限る。 )